

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年10月11日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県農林技術研究所長 岩崎 敏之

2 担当部局

〒438-0803 磐田市富丘678の1

静岡県農林技術研究所総務課

電話番号 0538-35-7211

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1010号

(2) 業務名

令和4年度 静岡県農林技術研究所伊豆農業研究センター防風林強剪定ほか業務委託

(3) 業務概要

伊豆農業研究センター敷地内防風林の剪定ほか

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 競争入札参加資格

静岡県における建設工事入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における建設工事入札参加資格のうち「造園工事」の資格を有しており、かつ土木施設維持管理業務入札参加資格のうち、「剪定」の資格を有している者であること。

(3) 静岡県内に本社があり、かつ県内下田市・伊東市・伊豆市・賀茂郡各町内に本社、支店又は営業所のいずれかがあること。

(4) 静岡県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和4年10月11日（火）から令和4年10月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3012

静岡県農林技術研究所伊豆農業研究センター 生育・加工技術科

電話番号 0557-95-2341

(3) 配布方法

無料で直接配布

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書を提出すること。なお、郵送又は電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

令和4年10月11日（火）から令和4年10月18日（火）まで（受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。）

(2) 提出場所

上記5に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年11月4日（金） 午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3012

静岡県農林技術研究所伊豆農業研究センター 会議室

(3) 入札方法等

入札説明書による。

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 落札者は、契約を締結をするに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出する必要がある。また、業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要がある。
- (4) 照会窓口は、静岡県農林技術研究所総務課 電話番号0538-35-7211とする。